

日進市地域防災計画修正（案）要旨

■地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

■主な修正項目

I. 国の防災基本計画やガイドライン等の修正等に伴う修正事項

1 避難勧告等に関するガイドラインの改正（警戒レベルの運用等）に伴う記載の整理

○平成 30 年 7 月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、豪雨災害に対する避難対策の強化を検討するために設置された「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告に基づき、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき防災情報の 5 段階の警戒レベルによる提供など必要な修正及び、記載の追加をする。

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第 1 編 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項

新旧対照表・・・p 1

第 2 編 第 4 章 避難行動の促進対策

新旧対照表・・・p 3～5

第 6 章 文教対策

新旧対照表・・・p 6

第 11 章 土砂災害等予防対策

新旧対照表・・・p 7～8

第 3 編 第 7 章 避難

新旧対照表・・・p 11～14

●地震災害対策計画

第 2 編 第 4 章 避難行動の促進対策

新旧対照表・・・p 3

第 8 章 液状化対策・土砂災害等の予防

新旧対照表・・・p 4

Ⅱ. 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱の修正

○指定地方行政機関や指定公共機関、指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱について、組織での対応の変更や法改正、愛知県の組織再編などによる必要な修正を行う。

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第1編 第3章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

新旧対照表・・・p 1～2

●地震災害対策計画

第1編 第5章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

新旧対照表・・・p 1～2